

10. 少子化に対応した活力ある学校教育の推進

(前年度予算額	2,421百万円)
2019年度予算額(案)	2,434百万円)

1. 要 旨

現下の少子化・人口減少社会を踏まえ、地域の実情に応じて、少子化に対応した活力ある学校教育を推進するため、学校統合を契機とした魅力ある学校づくりや小規模校における教育環境の充実を図る。

2. 内 容

(1) 少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業

36百万円(35百万円)

①広域の教育行政を担う各都道府県において、域内の教育の充実発展に責任を持つ立場から、学校の小規模化について市町村のニーズや実情を踏まえた適切な指導・助言・援助の在り方を調査研究するとともに、②市町村における統合による魅力ある学校づくりや、統合困難な地域における教育環境の充実の取組モデルを創出するなどして、活力ある学校づくりを推進する。

(2) へき地児童生徒援助費等補助金

2,332百万円(2,313百万円)

- ・へき地教育振興法に基づき、離島や中山間地域に所在する学校の教育の振興を図るため、地方公共団体が実施するスクールバス購入費や通学費支援について補助を行う。
- ・学校統廃合に伴い遠距離通学となる児童生徒の通学条件を緩和するため、地方公共団体が実施するスクールバス購入費や通学費支援について補助を行う。

(3) 高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業

65百万円(74百万円)

高等学校において、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図るとともに、新高等学校学習指導要領の実施を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し、普及を図る。

また、定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生

徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

《関連施策》

- ・教職員定数の増（統合校・小規模校への支援　＋75人）
- ・学校施設整備（公立小中学校の統合校舎等の新增築事業、学校統合に伴う既存施設の改修事業等）

少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業

背景説明

- 人口規模及び構成の推移をみると、2017年に1,559万人であった年少(0～14歳)人口は、2025年には1,407万人を割り、2035年には1,246万人の規模になると推計されている。
- 少子化等の更なる進展による学校の小規模化に伴い、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりすることが難しくなることや新学習指導要領を効果的に実施する上で課題の顕在化。



目的・目標

都道府県等の支援を通じて、設置者である各市町村が学校の小規模化に伴う諸課題に正面から向き合い、保護者や地域住民とともに課題を共有した上で、それぞれの地域で多様な人々との協働が可能な活力ある学校づくりを推進する。

「都道府県の指導・助言・援助の在り方」を調査研究〔新規〕

23, 415千円(箇所数:10)

- 広域の教育行政を担う各都道府県において、域内の教育の充実に責任を持つ立場から、学校の小規模化について市町村のニーズや実情を踏まえた適切な指導・助言・援助を行う。

(研究内容)

域内の市町村(10か所)における学校規模の適正化・適正配置に係る検討等を踏まえた、指針・ガイドラインの策定やカリキュラム作成、研修会の実施 など

「取組モデル創出」のための調査研究

10, 795千円(箇所数:9)

- 市町村における、統合による魅力ある学校づくりや、統合困難な地域における教育環境の充実の取組モデルを創出する。また、国が取組モデルを分析し、事例報告会等の開催を通じて好事例を全国に普及する。

(研究内容)

- ・ 統合により生じる課題への対抗方策
- ・ 小規模校のメリット最大化とデメリット最小化方策 など

＜経済・財政再生計画 改革工程表(KPI)＞

成果、事業を実施して、期待される効果

◆学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合

2016 (平成28) 年度 58%  2018 (平成30) 年度 2/3
 2020 (平成32) 年度 100%

課題のある市町村全体から、上記「課題はあるが現時点で検討の予定は立っていない」142%を除いたもの。

へき地児童生徒援助費等補助金

2019年度予算額 (案) 2,332百万円
(前年度予算額 2,313百万円)



I 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在する公立学校(へき地学校等)の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。



II 補助内容

(1) スクールバス・ポート等購入費 602百万円(597百万円)

へき地、学校統合、過疎地域等の小・中学校及び義務教育学校の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県又は市町村がスクールバス・ポート等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離通学費等 1,449百万円(1,437百万円)

A 遠距離通学費

1,297百万円(1,287百万円)
学校統廃合に係る小・中学校及び義務教育学校の遠距離通学の児童生徒の通学に要する交通費を負担する市町村の事業に対する補助。また、激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小・中学校又は義務教育学校の児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県又は市町村の事業に対する補助

イ 寄宿舎居住費

34百万円(33百万円)
小・中学校及び義務教育学校に設置する寄宿舎に入居しているへき地学校等の児童生徒の保護者が負担することとなる寄宿舎居住に要する経費を免除する都道府県又は市町村の事業に対する補助

ウ 高度へき地修学旅行費

118百万円(117百万円)
高度へき地学校(3級～5級)の児童生徒に係る小・中学校及び義務教育学校の修学旅行に要する経費のうち、交通費、宿泊費を負担する都道府県又は市町村に対する補助

(3) 保健管理費 45百万円(45百万円)

へき地学校における児童生徒の健康管理の適正な実施を図るため、地方公共団体が健康診断等や学校環境衛生の維持改善等のための必要な検査を行うための医師、歯科医師及び薬剤師の派遣や心電図検査の実施を行うために必要な経費に対する補助

(4) 離島高校生修学支援事業 236百万円(234百万円)

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費に要する経費を支援する都道府県又は市町村に対する補助

III 補助率

1/2 (高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2/3、保健管理費の心電図検査の実施に必要な経費については1/3)

IV 補助事業者

都道府県・市町村



被災地通学バス等購入費補助

東日本大震災の被災地で通学が困難になっている児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県又は市町村がスクールバス・ポートを購入する事業に対する補助
補助率： 1/2 補助事業者： 都道府県・市町村

(復興特別会計) 31百万円(34百万円)

◆概要◆

高等学校において、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図るとともに、新高等学校学習指導要領の実施を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し、普及を図る。

また、定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

定時制・通信制課程における新学習指導要領への対応

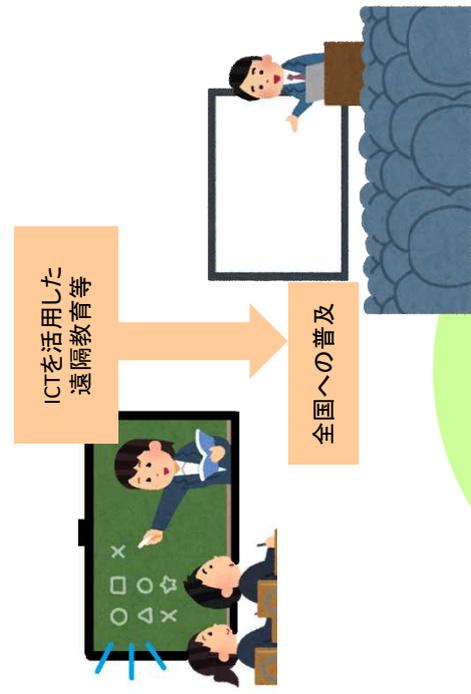
新高等学校学習指導要領の実施を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し普及を図る。

新学習指導要領を見据えた効果的な学習プログラムのモデル構築



ICTを活用した遠隔教育等

全国への普及



多様な学習ニーズに応じた指導方法等の確立・普及

定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。



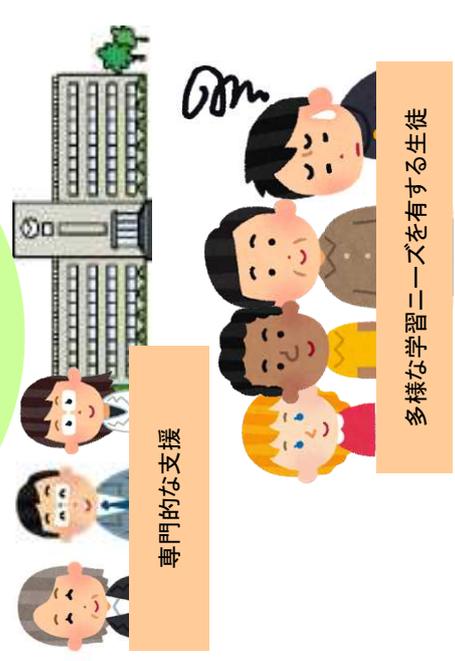
遠隔教育等の教育改革の優良事例の普及

「経済・財政再生計画改革工程表」に基づき、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図る。



専門的な支援

多様な学習ニーズを有する生徒



11. 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

(前年度予算額 2,398百万円)
2019年度予算額(案) 2,586百万円

1. 要 旨

切れ目ない支援体制構築のための特別支援教育の推進について、障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向けた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

2. 内 容

(1) 切れ目ない支援体制整備充実事業 1,796百万円(1,600百万円)

2016年の障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法の改正等を踏まえ、自治体等の切れ目ない支援体制整備に向けた取組に対して経費の一部を補助する。〔補助率1/3〕

- ・特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備
- ・特別支援教育専門家配置
 - ・医療的ケアのための看護師 1,500人⇒1,800人

(2) 学校における医療的ケア実施体制構築事業 59百万円(59百万円)

学校において高度な医療的ケアに対応するため、医師と連携した校内支援体制の構築や、医療的ケア実施マニュアル等の作成など、医療的ケア実施体制の充実を図る。 20地域

(3) 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業 213百万円(280百万円)

・発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業

小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のための通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について調査研究等を行う。

18箇所 等

(4) 学校と福祉機関の連携支援事業 10百万円(新規)

障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効率的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行う。

4箇所

(5) 発達障害に係る教員・支援人材専門性向上に係る検討会議の設置等 【国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数】(新規)

教育や福祉の分野において、発達障害者支援にあたる人材が身に着けるべき専門性を整理し、指導的立場になる者に対する研修の在り方の検討等を行う。

(6) 特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業

45百万円 (50百万円)

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状等取得に資する取組や特別支援学校教員等に対する専門的な研修を実施する。

- ・特別支援教育に関する教員等の養成講習及び資質向上研修等の実施 等
32箇所

(7) 学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実

139百万円 (104百万円)

教科書等の作成や新学習指導要領の周知・徹底等を着実に実施するとともに、改訂を踏まえた特別支援学校における学習・指導方法の改善・充実に資するための実践研究等を行う。

25箇所

(8) 学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業

51百万円 (86百万円)

教育委員会等が主体となり、学校において、障害のある子供とない子供との交流及び共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置付ける等、障害者理解の一層の推進を図る。

20地域

(9) 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業

26百万円 (新規)

主に、高校教育段階の入院生徒等に対する、教育保障体制の整備について調査研究を実施する。

5地域

(10) 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト

210百万円 (146百万円)

発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進、教材の活用に関するアセスメント等についての実践的な調査研究等を実施する。

等

※上記のほか、特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品費等の就学に必要な経費を援助する「特別支援教育就学奨励費負担等」12,164百万円 (11,567百万円)

[補助率1/2]

《関連施策》

- ・通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施
- ・学校施設整備（特別支援学校の教室不足解消のための補助、公立学校のバリアフリー化）

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

2019年度予算額 (案) 2,586百万円
(前年度予算額 2,398百万円)



文部科学省

- 切れ目ない支援体制整備充実事業 1,796百万円 (1,600百万円)
〔補助率1/3〕(拡充)
2016年の障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法の改正等を踏まえ自治体等の切れ目ない支援体制整備に向けた取組に対して経費の一部を補助。
- ◆特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備
特別な支援を必要とする子供について、就学前から就労に至るまでの切れ目ない支援体制の整備を促すため教育部局と福祉・保健・医療・労働等の関係部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。
- ◆特別支援教育専門家配置(拡充)
医療的ケアのための看護師 1,500人⇒1,800人 (+300人)

○学校における医療的ケア実施体制構築事業 59百万円 (59百万円)
学校において高度な医療的ケアに対応するため、医師と連携した校内支援体制の構築や、医療的ケア実施マニュアル等の作成など、医療的ケア実施体制の充実を図る。

○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業
213百万円 (280百万円)
◆発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業 等
小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のため通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について調査研究等を行う。

○学校と福祉機関の連携支援事業 10百万円 (新規)
障害のある子供に対する、一貫した支援の提供のため、学校と障害児通所支援事業所の効果的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行う。

○発達障害に係る教員・支援人材専門性向上に係る検討会議の設置等
【国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数】(新規)
教育や福祉の分野において、発達障害者支援にあたる人材が身に着けるべき専門性を整理し、指導的立場になる者に対する研修の在り方の検討等を行う。

(上記以外の施策・就学支援・教職員定数の改善・学校施設整備)

- 特別支援教育就学奨励費負担等 12,164百万円(11,567百万円)〔補助率1/2〕
- 国立特別支援教育総合研究所運営費交付金、施設整備費補助金 1,083百万円(1,087百万円)
- 特別支援教育の充実の観点から、通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施
- 学校施設整備(特別支援学校の教室不足解消のための補助、公立学校のバリアフリー化)〔補助率1/3等〕

○特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 45百万円 (50百万円)
特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状等取得に資する取組や特別支援学校教員等に対する専門的な研修を実施する。

○学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実
139百万円 (104百万円)(拡充)
教科書等の作成や新学習指導要領の周知・徹底等を着実に実施するとともに、改訂を踏まえた特別支援学校における学習・指導方法の改善・充実を図るための実践研究等を行う。

○学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業 51百万円 (86百万円)
教育委員会等が主体となり、学校において、障害のある子供とない子供との交流及び共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置づける等、障害者理解の一層の推進を図る。

○学習上の支援機器等教材活用促進事業 25百万円 (20百万円)(拡充)
教員が障害の状態や特性を理解した上で、適切な支援機器等教材を選定・活用するために必要な指標及び支援機器の活用に伴う学習評価の研究等を行う。

○高等学校段階における入院生徒等に対する教育保障体制整備事業 26百万円 (新規)
主に高校教育段階の入院生徒等に対する、教育保障体制の整備について調査研究を実施する。

○教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 210百万円 (146百万円) (拡充)
発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効果的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進、教材の活用に関するアンケート等についての実践的な調査研究等を実施する。

等

切れ目ない支援体制整備充実事業

2019年度予算額 (案) 1,796百万円
(前年度予算額 1,600百万円)



文部科学省

背景説明

2016年4月からの障害者差別解消法の施行、同年6月の児童福祉法の一部改正、同年8月からの発達障害者支援法の改正等を踏まえ、関係部局・関係機関の連携の下、特別な支援を必要とする子供に対して、就学前から就労に至るまで、一貫した支援体制の整備や看護師、外部専門家の配置を実施することが必要である。

目的・目標

切れ目ない支援体制整備や看護師、外部専門家の配置に向けた取組として、自治体等が、下記のⅠ、Ⅱの事業を行う場合に要する経費の一部を補助する。

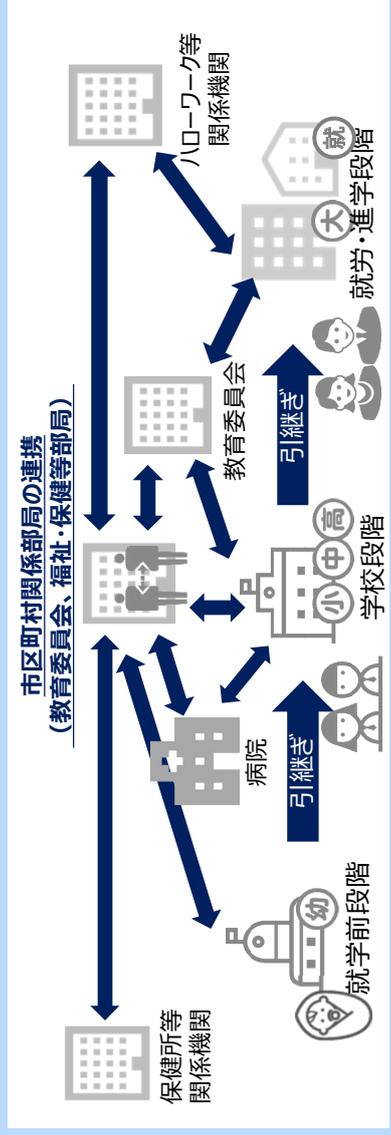
- ◇補助対象者 都道府県・市区町村、学校法人(私立特別支援学校等)
- ◇補助率 1/3

Ⅰ 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局や関係機関の連携体制の整備

- ・各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、**就学前段階から進学・就労段階にわたり、各学校等で個別の支援情報に関する「個別の教育支援計画」等を作成し、就学、進級、進学、就労の際に、記載情報の取扱いについて十分配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる仕組の整備**
- ・関係機関との連携を支援する**コーディネーター等の配置**（早期支援・就労支援・発達障害支援・合理的配慮コーディネーター）
- ・**教育・医療機関との連携による入院児童生徒（義務教育段階）の教育支援体制の整備**

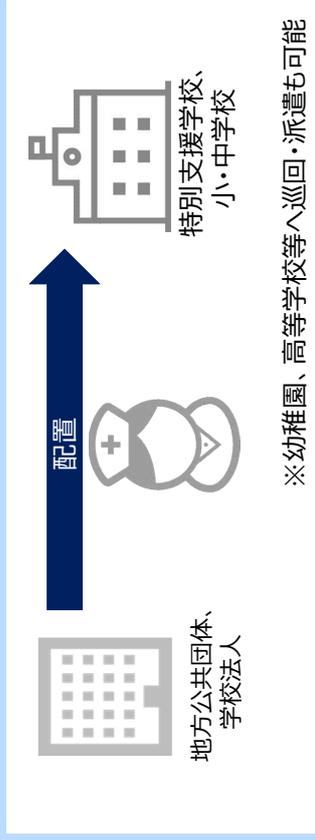
- ・上記取組における普及啓発



Ⅱ 看護師、外部専門家の配置

① 医療的ケアのための看護師【拡充】（1,500→1,800人）

学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実に図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。



② 外部専門家（348人）

特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の外部専門家を配置・活用する。

医療技術の進歩等を背景として、例えば、**酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医行為**が必要
な児童生徒等の在籍が、学校において増加している。
学校において、こうした高度な医療的ケアにも対応するため、**医師と連携した校内支援体制の構築や、医療的ケ
ア実施マニュアル等の作成**など、医療的ケア実施体制の充実を図る。

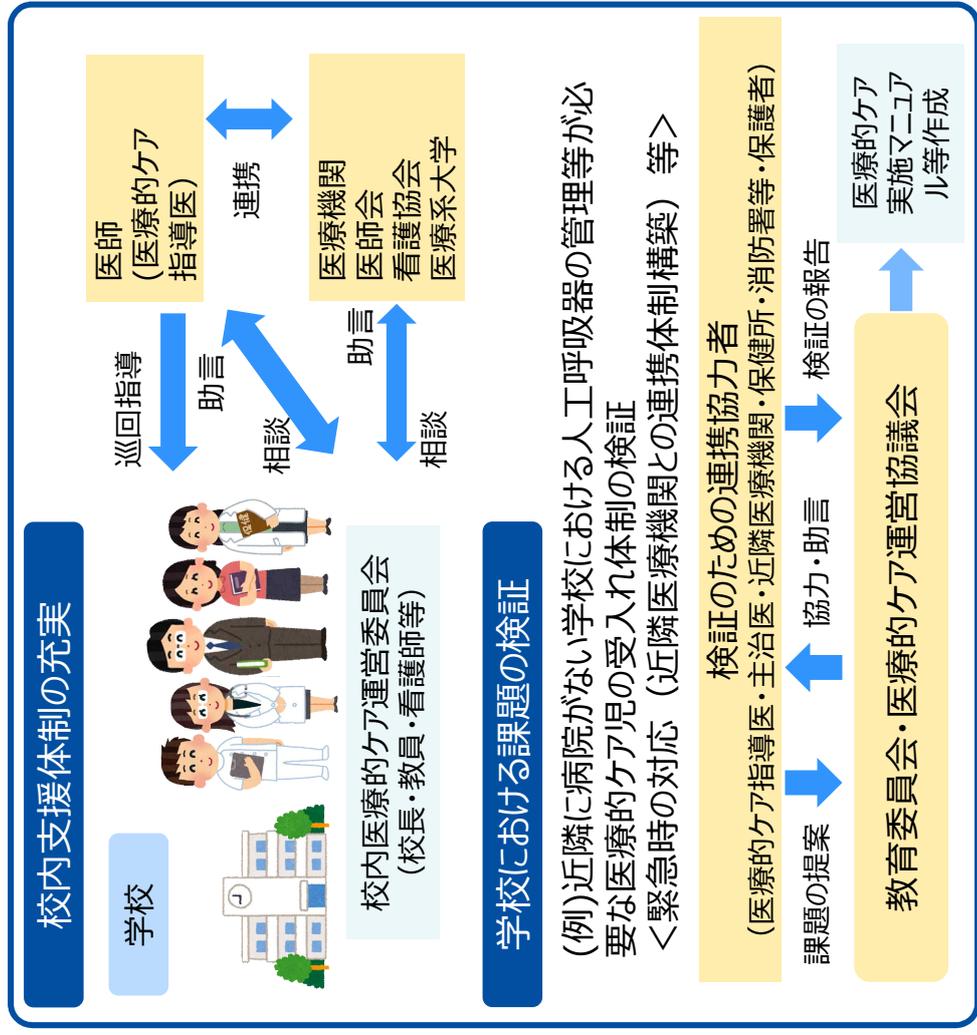
概要

◆委託先：都道府県・指定都市教育委員会・市町村教育委員会 ◆委託箇所：20地域

- 医療的ケアに精通した医師を医療的ケア指導医として委嘱し、校内支援体制の充実を図る。
 - ・学校巡回指導
 - ・校内医療的ケア運営委員会での助言
 - ・医療的ケアに関する相談に対する助言等

- 人工呼吸器の管理等が必要な医療的ケア児における、学校の施設・整備面や学校が設置されている地域の状況等を踏まえた受け入れ体制に応じて、指導医・医療機関・医師会・看護協会・医療系大学等と連携の下、体制の構築を図る。

- 検証を踏まえ、教育委員会・医療的ケア運営協議会において、高度な医療的ケアにも対応するための医療的ケア実施マニュアル等を作成。
教育委員会として学校の医療的ケア実施体制の構築を図る。



学校と福祉機関の連携支援事業

2019年度予算額（案）

10百万円
（新規）



文部科学省

背景説明

発達障害をはじめ障害のある子供たちへの支援にあたっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠である。文部科学省と厚生労働省による、「家庭と教育と福祉の連携『トライアングルプロジェクト』」の検討では、学校と放課後等デイサービス事業所等（障害児通所支援事業所）との連携不足が課題として挙げられた。

- 教職員や保護者の障害児通所支援事業所に関する理解不足
- 保護者を含めた関係者間の情報共有や連絡方法が定まっていない

目的・目標

各自自治体において、関係部局の連携のもと、学校と障害児通所支援事業所について、現状を把握・分析した上で、広く波及可能な連携の在り方を研究する。

事業内容

都道府県・市区町村 4 地域

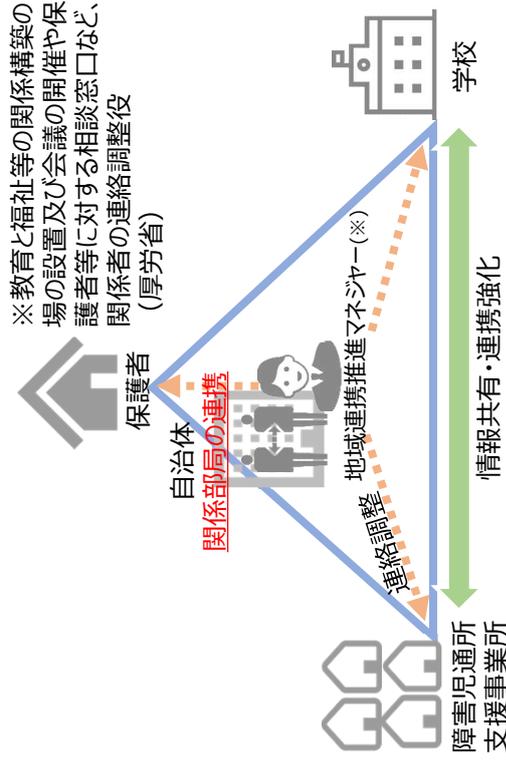
○現状の把握と分析

学校と障害児通所支援事業所の連携について現状と課題を把握した上で、連携に際して共有すべき事項やポイントについて、保護者との連携の観点も含めて整理する。

○分析をもとに、他自治体で波及可能な学校と障害児通所支援事業所の連携に際してのマニュアルを作成

- ・既存の会議等を活用した関係部局や関係機関が集まる場の設定（センター的機能としての特別支援学校の位置づけ等）
- ・相互理解の促進（教職員や保護者に対する障害児通所支援事業所の説明機会の確保等）
- ・年間を通じて関係者間で交わすべき情報の整理
- ・下校時のトラブルや児童生徒の病気・事故時の対応の整理
- ・保護者の同意を含む、障害児通所支援事業所との連携や個人情報等に配慮した、個別の教育支援計画の様式、項目等の検討・作成

○調査分析支援員の配置



情報共有・連携強化の手法の研究（本事業）
現状を把握・分析した上で、連携にあたって取り組むべき事項について波及性のあるマニュアルを作成。

成果、事業を実施して、期待される効果

障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効率的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行い、他自治体に波及可能なマニュアル等を作成することで、全国的な教育と福祉の連携の推進につなげる。

1 2. 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進

(前年度予算額	2,205百万円)
2019年度予算額(案)	2,456百万円

1. 要 旨

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることは、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的な子供の貧困対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を実施する。

2. 内 容

(1) 教育相談の充実

スクールソーシャルワーカーの配置拡充【後掲】〔補助率1/3〕

1,722百万円(1,484百万円)

[補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市]

- ・スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置(7,500人→10,000人)
- ・高等学校のための配置(47人)
- ・貧困・虐待対策のための重点加配(1,000人→1,400人)
- ・スーパーバイザー(47人)の配置等

[目標]	2019年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区(約1万人)に配置
	2019:10,000人(2018:7,500人) (ニッポン一億総活躍プラン)
	(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

(2) 高校生等の就職・就学支援等

高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業

65百万円 (74百万円)

〔委託費〕〔委託事業者：都道府県、学校法人、民間企業等〕

高等学校において、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図るとともに、新高等学校学習指導要領の実施を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し、普及を図る。

また、定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

(3) 要保護児童生徒援助費補助

669百万円 (647百万円)

〔補助率 1 / 2〕〔補助事業者：都道府県・市町村〕

要保護児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、学校給食費等の就学援助を実施する。来年度においては、制服代やランドセル代を支援する「新入学児童生徒学用品費等」や「修学旅行費（中学校）」の単価の引き上げ、「卒業アルバム代等」の費目新設を行う。

※上記のほか、被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）を実施

594百万円 (274百万円)

〔補助率 2 / 3〕〔補助事業者：都道府県〕

熊本地震などの大規模災害で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、都道府県等が実施する幼稚園児への就園支援、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などへの支援を実施する。

《関連施策》

- ・教職員定数の改善（貧困等に起因する学力課題の解消 50人）
- ・高等学校等就学支援金交付金等
- ・高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）
- ・幼児教育無償化の実施
- ・特別支援教育就学奨励費負担等
- ・地域学校協働活動推進事業

(参考：復興特別会計)

◇被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災） 4,382百万円（5,217百万円）

〔補助事業者：都道府県〕

東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、都道府県等が実施する幼稚園児への就園支援、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などへの支援を実施する。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

2019年度予算額 (案) 6,460百万円
(前年度予算額 6,052百万円)



スクールカウンセラー等活用事業

2019年度予算額(案) 4,738百万円
(平成30年度予算額4,569百万円)補助率:1/3

スクールカウンセラー:児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者 (臨床心理士等)

学校教育法施行規則 第65条の2

スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

[目標]2019年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校

(27,500校)に配置
(ニッポン一億総活躍プラン)
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

2019年度:27,500校

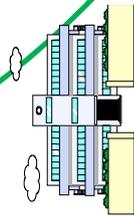
- ①全公立小学校に対する配置 17,500校(16,700校)
- ②全公立中学校に対する配置 10,000校(10,000校)

※支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会配置方式も推進。

<学校・教職員(養護教諭等)>



連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組



- ③貧困・虐待対策のための重点配置 1,400校(1,000校)
- ④不登校支援のための教育支援センターの機能強化 250箇所(250箇所)

スクールソーシャルワーカー活用事業

2019年度予算額(案) 1,722百万円
(平成30年度予算額1,484百万円)補助率:1/3

スクールソーシャルワーカー:福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者(社会福祉士、精神保健福祉士等)

学校教育法施行規則 第65条の3

スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

[目標]2019年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区

(約1万人)に配置
(ニッポン一億総活躍プラン)
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

2019年度:10,000人

- ①小中学校のための配置 10,000人(7,500人)

<教育委員会等>



- ②貧困・虐待対策のための重点配置 1,400人(1,000人)
- ③高等学校のための配置 47人(47人)
- ④質向上のためのSV配置 47人(47人)

<家庭>

<福祉関連機関>



※()は前年度

◆概要◆

高等学校において、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図るとともに、新高等学校学習指導要領の実施を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し、普及を図る。

また、定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

定時制・通信制課程における 新学習指導要領への対応

新高等学校学習指導要領の実施を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し普及を図る。

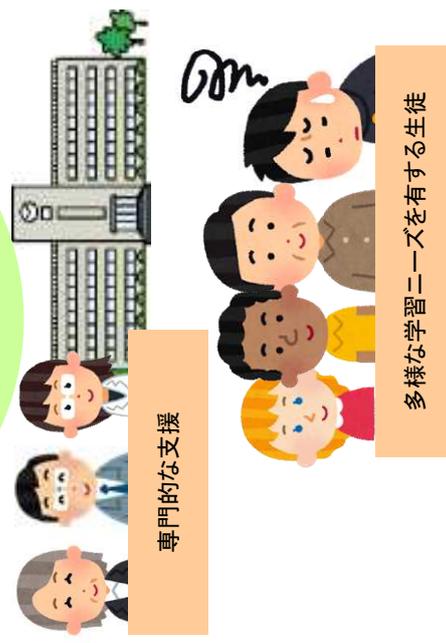


遠隔教育等の教育改革 の優良事例の普及

「経済・財政再生計画改革工程表」に基づき、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図る。

多様な学習ニーズに応じた 指導方法等の確立・普及

定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。



要保護児童生徒援助費補助金

2019年度予算額（案） 6.7 億円
（前年度予算額） 6.5 億円



背景説明

○学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、**市町村は、必要な援助を与えなければならない。**」とされており、また、就学援助法等において、**国は市町村に対して必要な援助を行うこと**とされている。



目的・目標

○経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、**義務教育の円滑な実施に資する。**



事業内容

【要保護者への就学援助】

市町村の行う就学援助のうち、生活保護法に規定する「要保護者」への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資するよう、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」（就学援助法）「学校保健安全法」「学校給食法」等に基づいて必要な援助を実施。

- ◆補助対象費目： 学用品費、体育実技用具費、卒業アルバム代等（新設）、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、医療費、学校給食費

※平成29年度からは、入学する年度の開始前に支給した「新入学児童生徒学用品費等」についても国庫補助対象とできるよう要綱を改正済み。
文部科学省としては、自治体に対してこの入学前支給の導入を通知等で積極的に促している。

- ◆国庫補助率： 1/2（予算の範囲内）

- ◆平成31年度より、

- ・「**修学旅行費**」の**中学校の単価引き上げ**

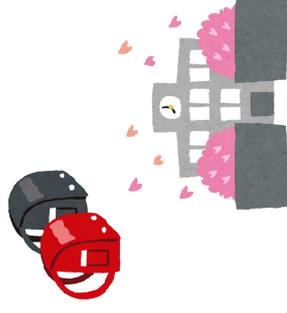
中学校： 57,590円 → 60,300円（+2,710円）

- ・「**新入学児童生徒学用品費等**」の**単価引き上げ**

小学校： 40,600円 → 50,600円（+10,000円） 中学校： 47,400円 → 57,400円（+10,000円）

- ・「**卒業アルバム代等**」を**補助対象費目に追加（新設）**

小学校： 10,890円 中学校： 8,710円



【準要保護者への就学援助】

要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める「準要保護者」への就学援助事業については、三位一体改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で事業を行っている。

成果、事業を実施して、期待される効果

子供たちの将来がその生まれ育った家庭の環境によって左右されることのない社会の実現

被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）

2019年度予算額（案）
（前年度予算額）

5.9億円
2.7億円



文部科学省

背景説明

- 大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった幼児児童生徒が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。
- 本事業は、平成28年熊本地震を発端として同年度から実施。

目的・目標

- 被災により就学困難となった幼児児童生徒に対して、都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。



事業内容

- 大規模災害により被災し、経済的理由から就学等が困難となった幼児児童生徒に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部（2/3）を国庫で支援する。

【幼稚園等】

- (対象者) 震災により幼稚園等への就学支援が必要となった世帯の幼児（震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む）
- (対象事業) 市町村において行う幼稚園就園奨励事業等
- (対象経費) 保育料、入園料



【小・中学校】

- (対象者) 震災により就学困難となった児童生徒
 - (対象事業) 市町村等において行う就学援助事業
 - (対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
- ※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む

【高等学校】

- (対象者) 震災により就学困難となった生徒
- (対象事業) 都道府県において行う奨学金事業

【私立高等学校等】

- (対象者) 震災により就学等が困難となった児童生徒
- (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

【特別支援学校等（幼・小・中・高）】

- (対象者) 震災により就学困難となった幼児児童生徒（震災により支弁区分が変更となった者も含む）
- (対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業
- (対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等

【専修学校・各種学校】

- (対象者) 震災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
- ・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
- ・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
- (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業



成果、事業を実施して、期待される効果

被災した子供が安心して学ぶことができる教育環境の確保

被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）

2019年度予算額（案） 44億円
（前年度予算） 52億円

【東日本大震災
復興特別会計】



背景説明

○東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった幼児児童生徒が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○被災により就学困難となった幼児児童生徒に対して、都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。



事業内容

○東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった幼児児童生徒に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額（10/10）を国庫で支援**（一部を除く。）する。

＜現状＞

○本事業の支援者数は、発災直後には約6万8千人（うち、被災3県は約5万4千人）であったが、被災地の復興に伴い、支援者数は減少。
○平成29年度には発災直後の半数以下まで減少したが、いまだ約2万9千人（うち、被災3県は約2万6千人）が支援対象となっている。

【幼稚園等】

(対象者) 震災により幼稚園等への就学支援が必要となった世帯の幼児
(震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)
(対象事業) 市町村等において行う幼稚園就園奨励事業等
(対象経費) 保育料、入園料

【高等学校】

(対象者) 震災により就学困難となった生徒
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業

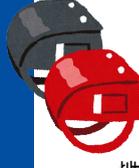
【特別支援学校等（幼・小・中・高）】

(対象者) 震災により就学困難となった幼児児童生徒
(震災により支弁区分が変更となった者も含む)
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業
(対象経費) 学用品費、通学費、修学旅行費、
学校給食費 等



【小・中学校】

(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒
(対象事業) 市町村等において行う就学援助事業
(対象経費) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



【私立学校】

(対象者) 震災により就学等が困難となった幼児児童生徒
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

【専修学校・各種学校】

(対象者) 震災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程；修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校；原則修業年限2年以上
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業
※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

成果、事業を実施して、期待される効果

被災した子供が安心して学ぶことができる教育環境の確保

13. 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する 実証事業

(前年度予算額	1,194百万円)
2019年度予算額(案)	995百万円

1. 要 旨

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関し、年収400万円未満の世帯に属する児童生徒について、授業料負担の軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を行う。(2017～2021年度の5年間実施)

2. 内 容

【支給対象学校種】

私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、
特別支援学校(小学部、中学部)

【支給額】

最大で10万円(年額)

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業

背景説明

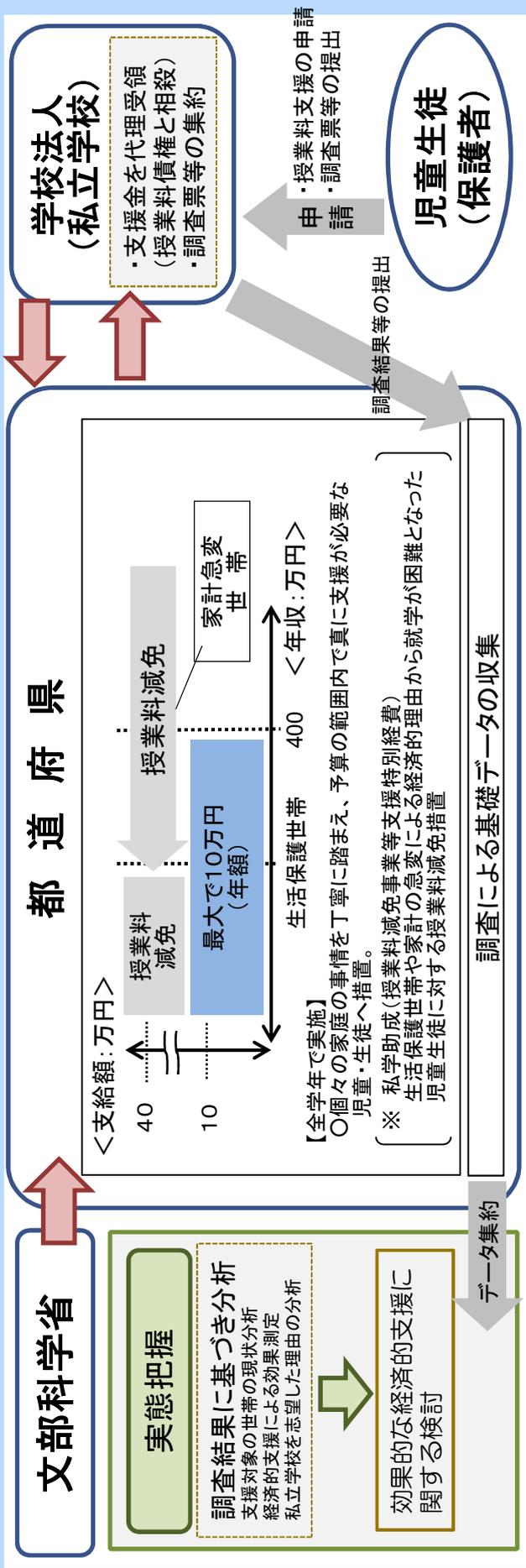
- 国及び地方公共団体は、能力があるにも関わらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して奨学の措置を講じなければならない。(教育基本法)
- 私立学校も「公の性質」を有する学校として、公立学校とともに義務教育制度の一翼を担っている。
- 私立小学校の授業料平均は約4.3万円、私立中学校の授業料平均は約4.1万円であり、家庭の経済的負担が大きい。
(教育基本法、学校教育法により、国立又は公立の小中学校は無償。)

目的・目標

- 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関し、年収400万円未満の世帯に属する児童生徒について、授業料負担の軽減を行うつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を行う。

事業内容

- ◆ 様々な事情から私立小中学校等に進学されているものの、経済的には厳しい世帯（年収約400万円未満）をいかに支援できるかという観点から、支援対象世帯の経済状況や私立小中学校等を選択した理由などを把握するための5年間の実証事業。【実施期間】2017年度～2021年度
- ◆ 2019年度予算案 制度趣旨を踏まえに伴う給付対象（予定）者数の減少 ▲2億円



成果、事業を実施して、期待される効果

私立小中学校等を希望した理由や家庭の経済状況などについて調査結果に基づき分析を行うことで、効果的な経済的支援に関する検討が可能となる。

14. 高校生等への修学支援

(前年度予算額	384,114百万円)
2019年度予算額(案)	387,328百万円

1. 要 旨

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるため高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費について、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。

2. 内 容

(1) 高等学校等就学支援金交付金等 373,398百万円 (370,835百万円)

① 高等学校等就学支援金交付金 370,894百万円 (367,812百万円)

【支給額】

- 高等学校等に在学する者に対して年額118,800円を支給(学校設置者が代理受領)。
- 保護者等の年収が910万円(道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額507,000円)未満の世帯の生徒等が対象。
- 私立高等学校等に在学する生徒については、所得に応じて、支給金額を1.5~2.5倍した額を上限として支給する。

年収270万円未満程度〔非課税(*)〕	297,000円 (2.5倍)
年収270~350万円未満程度〔85,500円未満(*)〕	237,600円 (2.0倍)
年収350~590万円未満程度〔257,500円未満(*)〕	178,200円 (1.5倍)

〔*道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額〕

【※年収は両親と子供2人世帯の場合の目安】

【対象学校種】

国公立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3学年)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

② 高等学校等就学支援金事務費交付金 2,490百万円 (3,008百万円)

高等学校等就学支援金に関する事務の円滑な実施に資することを目的として、都道府県に交付。

③ 公立高等学校授業料不徴収交付金(旧制度) 13百万円 (15百万円)

(2) 高校生等奨学給付金

13,931百万円(13,279百万円)

【支給対象】

- 生活保護受給世帯、非課税世帯
- 保護者、親権者等が当該都道府県内に住所を有していること。
- 高校生等が高等学校等就学支援金の支給対象となっている高等学校等(高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(1~3学年)、専修学校(高等課程)等)に在学し、且つ、高等学校等就学支援金を受ける資格を有していること(特別支援学校高等部の生徒を除く)。

【給付額】

非課税世帯【全日制等】(第1子)の給付額の増額により、低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図る。

○生活保護受給世帯【全日制等・通信制】

- ・ 国公立の高等学校等に在学する者 年額 32,300円
- ・ 私立の高等学校等に在学する者 年額 52,600円

○非課税世帯【全日制等】(第1子単価)

- ・ 国公立の高等学校等に在学する者 年額 80,800円 → 82,700円(+1,900円)
- ・ 私立の高等学校等に在学する者 年額 89,000円 → 98,500円(+9,500円)

○非課税世帯【全日制等】(第2子単価)

- ・ 国公立の高等学校等に在学する者 年額 129,700円
- ・ 私立の高等学校等に在学する者 年額 138,000円

○非課税世帯【通信制】

- ・ 国公立の高等学校等に在学する者 年額 36,500円
- ・ 私立の高等学校等に在学する者 年額 38,100円

高校生等への修学支援

2019年度予算額(案)
(前年度予算額)

3,873億円
3,841億円



文部科学省

背景説明

○ 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

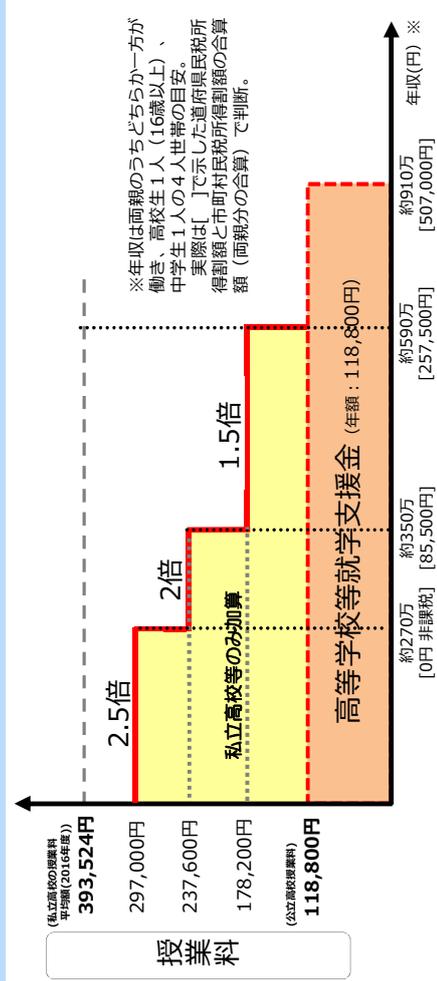
目的・目標

○ 高等学校等の授業料及び授業料以外の教育費に充てるために、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

高等学校等就学支援金等

3,734億円 (3,708億円)

- ◆ 高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）。
- ◆ 対象となる学校種は、国公私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。
- ◆ 年収約910万円（道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額 507,000円）未満の世帯の生徒等が対象。
- ◆ 私立高校等に通う低所得世帯の生徒については、授業料負担が大きいため、所得に応じて就学支援金を1.5～2.5倍した額を上限として支給。



高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

139億円 (133億円)

- ◆ 低所得世帯（生活保護世帯・非課税世帯）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。
※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学用品費、教科外活動費など
- ◆ 都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその経費を一部補助する。(国庫補助率 1 / 3)
- ◆ 家庭の教育費の負担が大きいき15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合は給付額を増額。
- ◆ 2019年度予算案
・非課税世帯 全日制等 (第1子) の給付額の増額
(国公立: +1,900円 私立: +9,500円)

世帯区分	給付額 (年額)
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	国公立 32,300円 私立 52,600円
非課税世帯 全日制等 (第1子)	国公立 80,800円 ↓(+1,900円) 82,700円 私立 89,000円 ↓(+9,500円) 98,500円
非課税世帯 全日制等 (第2子以降) ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	国公立 129,700円 私立 138,000円
非課税世帯 通信制	国公立 36,500円 私立 38,100円

成果、事業を実施して、期待される効果

家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現

15. Society5.0に向けた人材育成

(前年度予算額 一百万円)
2019年度予算額(案) 643百万円

1. 要 旨

「Society 5.0に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～」(平成30年6月5日)において取りまとめた3つの方向性(①「公正に個別最適化された学び」を実現する多様な学習の機会と場の提供、②基礎的読解力、数学的思考力などの基盤的な学力や情報活用能力をすべての児童生徒が習得、③文理分断からの脱却)に基づき、Society5.0という新たな時代に向けた具体的施策を展開する。

2. 内 容

◆新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業 257百万円(新規)

「公正に個別最適化された学び」の実現や、教師の指導の充実による教育の質の向上に向け、これまで実施していた「次世代学校支援モデル構築事業」の取組も活用しつつ、学校現場と企業等との協働により、学校教育において効果的に活用できる先端技術の導入について実証を行うとともに、その実証成果を全国へ普及・展開する。

◆先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究 22百万円(新規)

Society5.0時代の先端技術の活用を通じて、園内環境や幼児行動、教師の働きかけ等を総合的・多角的に捕捉・可視化し、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための取組を推進する。

◆WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業 113百万円(新規)

これまでのスーパーグローバルハイスクール(SGH)などの取組の実績を活用し、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、海外連携校等とも連携したテーマを通じた高校生国際会議の開催等、高校生へより高度な学びを提供する仕組み(アドバンスト・ラーニングネットワーク)の形成により、WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアムにおける拠点校を目指す。(拠点校数：10校程度)。

◆地域との協働による高等学校教育改革推進事業 251百万円(新規)

新高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。(50校程度)



- 平成30年6月：Society 5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会「Society 5.0に向けた人材育成 ～ 社会が変わる、学びが変わる～」を取りまとめ。

「Society5.0の時代において、人間としての強みを発揮していくためには、全ての子供たちが、基礎的読解力や数学的思考力など基盤的な力を確実に習得することが重要。その際、学校においてAI等の先端技術（いわゆる「EdTech」を含む）を効果的に活用することにより、全ての子供たちに対し、一人一人の進度や能力、関心に応じて最適化された学び（「公正に個別最適化された学び」）を提供できる可能性。」
- 平成30年11月：「新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けて ～ 柴山・学びの革新プラン～」を公表。

「**学びの質を高め、すべての児童生徒にこれからの時代に求められる資質・能力を育成**するためには、新学習指導要領の着実な実施やチームとしての学校運営の推進が不可欠。**その中核を担う教師を支え、その質を高めるツールとして先端技術には大きな可能性。**」

これらを踏まえ、新時代の学びにおける先端技術の導入について実証的取組を実施。

事業概要

- ・ **教師支援のツールとしてビッグデータの活用などによる児童生徒の学習状況に応じた指導の充実。**
- ・ **指導力の分析・共有、研修への活用などによる授業改善など教師の資質能力の向上。**
- ・ 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校等を対象とし、これまで実施していた「次世代学校支援モデル構築事業」の取組も活用しつつ、学校現場と企業等との協働により、**学校教育において効果的に活用できる先端技術の導入について実証。**その際、提案者（学校設置者）の創意工夫の幅を保ちつつ、**広く現場のニーズ・課題を反映した開発・実証**となるよう、**文部科学省が「戦略的開発・実証領域」を設定。**
- ・ **事業成果を全国へ普及・展開することにより、学校教育の質の向上を図る。**

「戦略的開発・実証領域」の例

1. **一人一人の能力や適性、学習状況（スタディ・ログ）に応じた学びの個別最適化及び教師の指導の充実**に向けた先端技術の活用。
2. **Eビデンスに基づいた学校改善及び域内の教育施策の改善等**に資するデータや先端技術の活用。

WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業

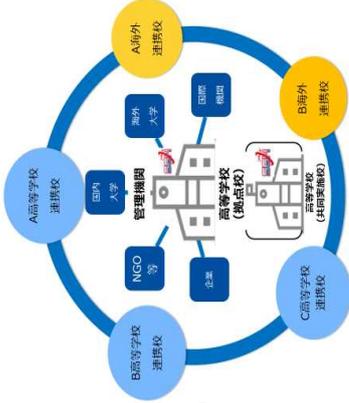
113百万円 (新規)

- ◆ 将来、イノベーションなグローバル人材を育成するため、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が共同し、高校生へより高度な学びを提供する仕組みを構築するとともに、テーマ等を通じた高校生国際会議の開催や高等学校のアドバンス・ラーニング・ネットワークの形成により、WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアムにおける拠点校を目指す。

✓ 指定校数：10校程度 (10百万円程度/年・校)

【取組例】

- ・国内外の高校生が参加する「高校生国際会議」等を開催
- ・短期・長期留学や海外研修をカリキュラムの中に体系的に位置づけ
- ・大学教育の先取り履修を単位認定する取組など高大接続による高度かつ多様な科目内容のプログラムを用意 等



スーパーサイエンスハイスクール ※継続 ※運営費交付金中の推計額 2,219百万円 (2,219百万円)

- ◆ 将来のイノベーション創出を担う科学技術人材を育成するため、教育課程等の改善に関する研究開発を含めた先進的な理数系教育を実施している高等学校をSSHに指定し支援。

✓ 指定校数：H31年度新規指定 30校程度

(750～1200万円程度/年・校、指定期間5年)

【基礎枠 取組例】

< H30年度：204校 >

- ・学習指導要領の枠を超え、理数を重視した教育課程を編成
- ・主体的・協働的な学びを重視
- ・研究者の講義による興味関心の喚起やフィールドワーク等による自主研究の取組
- ・上記取組を高大連携や企業連携等により高度に実施

【重点枠 取組例】

※更に高度な取組には追加支援 (500～1300万円/年・校) < H30年度：14校 >

- ・高大接続による人材育成手法の開発・実証
- ・カリキュラムや指導手法等の広域普及
- ・海外の研究機関等との連携による共同研究
- ・企業等との連携による地球規模課題の解決

地域との協働による高等学校教育改革推進事業

251百万円 (新規)

- ◆ 高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

✓ 指定校数：50校程度 (1校4百万～7百万円程度)

- 学校・地域のニーズに応じた類型で実施 ●

<地域魅力化型> (普通科中心20校程度)

地域課題の解決等を通じた学習を各教科・科目や学校設定科目等において体系的に実施するためのカリキュラムを構築

<グローバル型> (学科共通20校程度)

グローバルな視点を持ってコミュニティーを支える地域のリーダーを育成

<プロフェッショナル型> (専門学科中心10校程度)

地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進し、地域に求められる人材を育成

高校生と地域課題のマッチングを効果的に行うためのコンソーシアムを構築



Society 5.0に向けたリーディング・プロジェクト

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業（2019年度新規）



文部科学省

事業概要

これまでのスーパーグローバルハイスクール（SGH）事業などの取組の実績を活用

- ◆ 将来、イノベーションがグローバル人材を育成するため、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生へより高度な学びを提供する仕組みを構築するとともに、テーマ等を通じた高校生国際会議の開催等や高等学校のアドバンス・ラーニング・ネットワークの形成により、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアムにおける拠点校を目指す。
- ◆ 委託事業：委託先（都道府県市教育委員会、国立大学法人、学校法人；管理機関）
- ◆ 対象学校：国公私立高等学校及び中高一貫教育校（研究開発の対象は小・中学校からも可能）
- ◆ 指定期間：原則3年（3年目の評価に応じて延長可）
- ◆ 指定校数：10校程度（幹事校1校程度）
- ◆ 支援金額：年間経費支援額は1000万円程度/件（研究開発内容や対象生徒など規模に応じて）

Society 5.0に向けた人材育成

文理分断からの脱却 文理両方を学ぶ高大接続改革

大学教育の先取り履修を単位認定する取組なども含めた高度かつ多様な科目内容を、生徒個人の興味・関心・特性に応じて、履修可能とする高校生の学習プログラムコースを「WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム」として創設する。高校生6万人あたり1か所を目安に、各都道府県で国公私立高校等を拠点校として整備し、すべての高校生が選抜を経てオンライン・オフラインで参加可能とする。これにより、国内外のトップ大学等にも入学できるようなグローバル・イノベーション人材を育成する。また、海外からのハイレベル人材を受け入れ、日本人高校生と留学生が一緒に英語での授業・探究活動等を履修することとする。

「Society 5.0に向けた人材育成 ～社会が変わる、学びが変わる～」文部科学大臣懇談会報告書（2018年6月5日）より

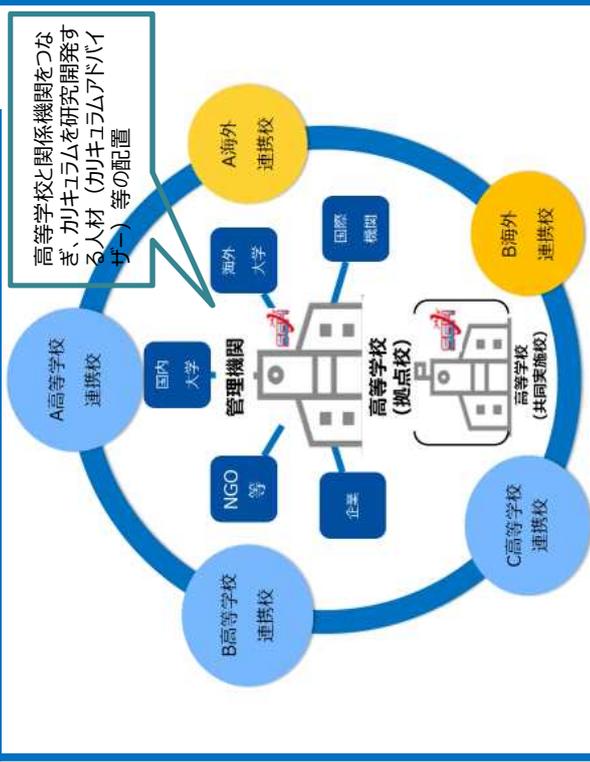
具体的な取組（例）

- ✓ グローバルな社会課題研究（SDGs、経済、政治、教育、芸術等のテーマ）のキャリア開発。
- ✓ 外国語や社会科学等の複数の教科を融合し、テーマと関連した融合科目「グローバル探究」等の学校設定教科・科目の設定。
- ✓ テーマと関連した国内外の高校生が参加する「高校生国際会議」等の日本開催。
- ✓ 短期・長期留学や海外研修をカリキュラムの中に体系的に位置づけ。
- ✓ 海外からのハイレベル人材を受け入れ、日本人高校生と留学生と一緒に授業・探究活動等を履修。
- ✓ 大学教育の先取り履修を単位認定する取組（科目等履修生制度を活用）など高大接続による高度かつ多様な科目内容のプログラムを用意。
- ✓ コミュニケーション能力を重視した外国語（複数外国語含む）の先進的な授業を実践。
- ✓ ICTの活用による海外との連携の強化。
- ✓ 国内外の高校とのネットワークの構築。
- ✓ 外国語によるテーマと関連した課題研究論文を作成。
- ✓ 教員研修、セミナー等の実施。



【世界高校生水会議2018年7月】

アドバンス・ラーニング・ネットワークのイメージ



国際会議の開催等により、プロジェクトが効果的に機能するよう高校間のネットワークを形成

今後5年間ほどでアドバンス・ラーニング・ネットワークを形成した拠点校を全国に50校程度配置し、将来的にWWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアムへとつなげる

地域との協働による高等学校教育改革推進事業

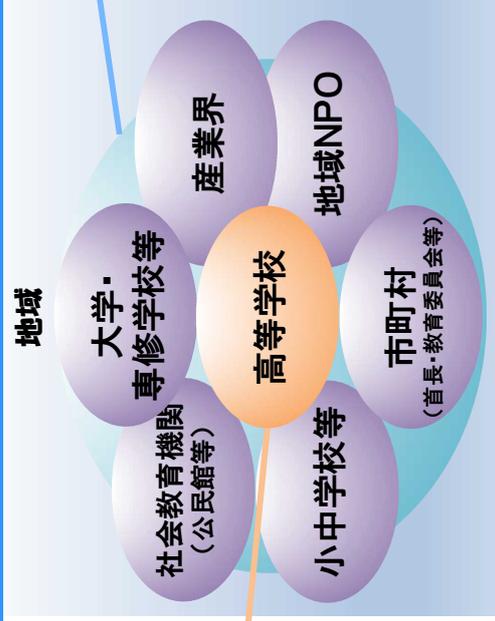
2019年度予算額（案） 251百万円(新規)



文部科学省

新高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

高校生と地域課題のマッチングを効果的に行うためのコンソーシアムを構築



高等学校

- ・ 地域との協働による活動を学校の活動として明確化
- ・ 専門人材の配置等、学内における実施体制を構築
- ✓ 地域における活動を通じた探究的な学びの実現（新高等学校学習指導要領への対応）
- ✓ 学校の中だけではできない多様な社会体験

コンソーシアム

- ・ 将来の地域ビジョン・求める人材像の共有や協働プログラムの開発
- ・ 学校と地域とをつなぐコーディネーターを指定
- ✓ 高校生のうちに地元地域を知ることにより、地元への定着やリターンが促進される
- ✓ 地域の活動に高校生が参画することにより、地域活力の向上へ貢献

標準スキームを踏まえつつ、地域の実情や人材ニーズに応じた取組を展開

【プロフェッショナル型】

- 〈専門学科中心10校程度〉
地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進し、地域に求められる人材を育成
- ～特徴・取組例～
- ・ 地域の特産物の付加価値を高め安定的な食料生産により地域の発展を担う人材を育成
 - ・ ものづくりに関する専門的な技術を身に付け、現場産業を支える人材を育成 など

【地域魅力化型】

- 〈普通科中心20校程度〉
地域課題の解決等を通じた学習を各教科・科目や学校設定科目等において体系的に実施するためのカリキュラムを構築し、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成
- ～特徴・取組例～
- ・ 地域との連携に係る教科横断的な単位を設定
 - ・ 衰退しつつある地域の振興方策を地域との連携により研究・実践 など

【グローバル型】

- 〈学科共通20校程度〉
グローバルな視点を持ってコミュニティーを支える地域のリーダーを育成。
- ～特徴・取組例～
- ・ グローバルな社会課題研究のカリキュラム研究開発
 - ・ 海外研修等カリキュラムの中に体系的に位置づけ
 - ・ 海外からの留学生を受け入れるなど外国人生徒と一緒に授業・探究活動等を履修
 - ・ コミュニケーション能力を重視した外国語（複数外国語含む）の先進的な授業を実践 など

16. 義務教育教科書の無償給与

(前年度予算額	43,249百万円)
2019年度予算額(案)	44,791百万円

1. 要 旨

義務教育教科書購入費については、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神を広く実現するものとして、国公私を問わず、義務教育諸学校の児童・生徒が使用する教科書を国が発行者から直接購入し、無償で給与するための経費。

2. 内 容

平成31年度義務教育教科書購入費は、平成31年度から使用される中学校の「特別の教科 道徳」及び平成32年度から使用される小学校英語の教科書、また平成32年度から小学校3年生に配布される地図帳を無償給与するために、平成31年度に必要な経費を計上するとともに、教科書の定価は公共料金であることから公共料金として適正な価格にするため、前年の定価をベースに物価指数や製造コスト等の変動要素を適切に反映し、総額で約448億円を計上。

(1) 予算額等の推移

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度(案)
予算額	412億円	411億円	416億円	432億円	448億円
定価改定率	+0.8%	+0.5%	±0.0%	±0.0%	+0.3%(※)

※消費税引上げに対して別途1.48%計上

(2) 平成31年度児童生徒1人当たりの平均教科書費(予算案ベース)

- ・ 小学校用教科書 3,788円 (教科書一冊あたり379円)
- ・ 中学校用教科書 5,387円 (教科書一冊あたり629円)

義務教育教科書の無償給与

2019年度予算額(案) 448億円
(前年度予算額 432億円)



文部科学省

～ 理念 ～

○憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現

○次代を担う子供たちの国民的自覚を深めるなど、国民全体の期待を込めて教育的意義から実施
○教育費の保護者負担の軽減

昭和38年の制度発足以来、
国民の間に深く定着

国(文部科学省)

(購入契約を締結)

教科書発行者・教科書供給業者

国立学校

無償給与

公立学校

無償給与

私立学校

無償給与

義務教育諸学校のすべての児童生徒

※教科書は児童生徒の所有物 書き込みをしたり自宅に持ち帰って学習



	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度(案)
予算額	412億円	411億円	416億円	432億円	448億円
定価改定率	+0.8%	+0.5%	±0.0%	±0.0%	+0.3%

平成31年度は小学校英語、中学校道徳の教科書等を無償給与するために必要な経費を新たに計上

(参考) 平成31年度児童生徒1人当たりの平均教科書費(予算案ベース) ・小学校用 3,788円 ・中学校用 5,387円

2019年度東日本大震災復興特別会計予算（案）

【初等中等教育局関係分】

幼児児童生徒の心のケアや教育支援等	42億円
○緊急スクールカウンセラー等活用事業	24億円
・スクールカウンセラー 870人 など	
○被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配	18億円
・被災児童生徒に対する学習支援や心のケア等に取り組むための定数措置（784人）	
就学支援	44億円
○被災児童生徒就学支援等事業	44億円
・震災により、経済的理由から就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に対する就学支援等の経費を支援	
○被災地スクールバス等購入経費	0.3億円
・被災により通学困難となった児童生徒の通学支援のためのスクールバス等購入の補助	
復興を支える人材の育成など地域における暮らしの再生	5億円
○福島県教育復興推進事業	0.8億円
・避難地域12市町村の小中学校や双葉郡中高一貫校における魅力ある学校づくりを支援	
○福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成に関する事業	3億円
・構想の中心となる浜通り地域等の教育環境の整備や人材の裾野を広げるための取組を支援	
○放射線副読本の普及	0.6億円
・学校における放射線に関する教育の支援として副読本を普及	